

航空法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

航空法の一部を改正する法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行期日を平成十八年四月一日とすること。

政令第 号

航空法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、航空法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十号）附則第一条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法の一部を改正する法律附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年四月一日とする。

理 由

航空法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。